

## II 報告

### 第4 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例及び施行規則の一部改正(案)の市民意見募集(パブリック・コメント)の結果について

#### 1. 趣旨

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(以下「太陽光条例」という。令和元年7月施行。)では、規制対象区域等を定め、太陽光発電施設の適正な維持管理及び撤去費用の確保(保証金預入)等を義務付けている。

このたび、条例制定後に新たに生じた課題に対応し、安全な市民生活および良好な自然環境を維持するため、太陽光条例及び施行規則改正案の市民意見募集を実施し、市の考え方を取りまとめた。

#### 2. 募集期間

令和6年9月24日(火)～10月24日(木)

#### 3. 提出意見数

3件(1通)

#### 4. 提出意見

NO	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
1	政府ですでに強制的な外部積み立て制度が開始されており、2重で積み立て、手元にキャッシュが残らない状況になれば稼働中の維持管理にも支障が出てくる。	ご指摘のように、いわゆるFIT制度において、発電事業者が太陽光パネル等を用いて発電した電気を、電気事業者が買い取って費用を支払う際に、一定の額を差し引き、その額を「解体等積立金」として「外部積立」する制度があります。 ただし、一定の要件を満たす場合、外部積立によらず、内部積立を「解体等積立金」に充てることができることとされています。 太陽光条例に基づく保証金は、事業者による一定の手続きによって、この内部積立とみなすことができることから、二重積立になることはないと考えています。
2	太陽光パネルのリサイクルに関して、環境・経済産業両省によって、すでに有識者会議が開かれ、仕組みづくり等に取り掛かっている。 そもそも政府で対応していることを市でも追加で対応することが現状で必要か疑問である。現在リサイクルの仕組み作り等が行われている事案なので、その動向を見極めつつ市として出来る事を模索した方がいいのではな	ご意見のとおり、太陽光パネルの廃棄・リサイクルについては、現在、環境省及び経済産業省が合同で検討を行っていますが、今後、太陽光発電施設の大量廃棄が懸念される中、適正にリサイクルされるために必要な情報であるパネルに含まれる有害物質の有無等について、太陽光条例の許可申請時点でいち早く把握し、適正に指導等を行うほか、新

	<p>いか。</p>	<p>たに必要となることが見込まれるリサイクル費用等を迅速に確保するため、保証金の額を引き上げることにより、放置された場合に懸念される生活環境等への影響を防止したいと考えています。</p> <p>なお、国における検討状況については、今後も引き続き、注視していきます。</p>
3	<p>不法投棄という観点から言えば、設置場所や規模がどうかではなく最大の原因はモラルの問題であって、地上設置のみが対象というのも意味が不明である。</p> <p>屋根設置であっても不法投棄のリスクは同じで、さらには屋根設置は自分の敷地内ではなく山中などへの不法投棄も懸念されるものなので、もし施行するなら対象を市内全ての施設にするべき。</p>	<p>太陽光条例は、発電事業等を目的に比較的規模の大きな太陽光発電施設を地上に設置する場合に実施される、土地の改変や発電事業終了後の太陽光パネルの放置により懸念される崩落等の災害の発生、自然環境及び生活環境への悪影響を未然に防止することを目的として制定しています。</p> <p>一般家庭等の屋根上設置の太陽光発電施設については、建築物の解体時に合わせて処理されることが想定されることから、処理責任のある解体工事の元請業者に対して適正処理を指導するなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に基づく不法投棄対策として対応してまいります。</p>